

議 事 録

1 会議名称

平成27年度第2回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会

2 開催日時

平成27年7月31日 午前9時55分から午前11時まで

3 開催場所

滝沢市役所3階庁議室

4 出席者

(1) 委員

松 下 壽 夫

三田地 宣 子

石 堂 淳

内 田 浩

(2) 事務局

長 嶺 敏 彦

関 村 和 史

千 葉 雄 太

5 議 事

諮問第1号 滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について

6 会議状況（要点記録）

事務局：（開会）

市 長：（挨拶）

事務局：（委員紹介）

会 長：それでは、議事を進めさせていただきます。本日の議事は、諮問が1件のみとなっております。では、「諮問第1号 滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（別添資料により説明）

会 長：それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

会 長：今回の改正に関して、国又は県による指導等を受けたり、他市町村の事例を参考にしているのですか。

事務局：国や県による指導は特に受けてはいないが、すでに同様の改正を行っている市町村はあるので、それらを参考にしています。

委 員：条例第8条第1項第3号には、「緊急かつやむを得ない」という文言が規定

されているが、今回新設の第8条の2第2項では同様の文言は規定しないのですか。

事務局：法律と同様の規定としています。

会 長：ほかにごさいませんか。ないようですので、諮問第1号のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員：（異議なし）

会 長：それでは、諮問第1号のとおり承認することとします。

会 長：本日の議事は、終了しました。その他、委員の皆様又は事務局から何かございますか。

事務局：事務局から今後の日程についてご説明いたします。

本日、諮問しました条例案につきましては、精査した後、市議会定例会9月会議に提出したいと考えております。

また、番号法第9条第2項に基づいて、市役所の部署間での特定個人情報の連携を可能にするための新規条例の制定も必要と考えており、こちらに関しても審議会にお諮りしたいと考えております。時期といたしましては、市議会定例会12月会議での提案を予定しておりますので、審議会には10月頃にお諮りしたいと考えておりますが、10月末にも、選挙が想定されておりますので、時期は前後することも十分考えられるところでございます。委員の皆様におかれましては、御多忙の折、大変恐縮でございますが、何卒、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長：それでは、本日の会議はこれまでといたします。

事務局：（閉会）

7 会議資料

諮問第1号「滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について」

諮問第 1 号

滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について

滝沢市個人情報保護条例の一部を改正することについて、次のとおり滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求めるものとする。

平成 27 年 7 月 31 日提出

滝沢市長 柳 村 典 秀

滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
(別紙)

滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2）実施機関 市長、教育委員会、議会、監査委員、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び滝沢市上下水道事業管理者をいう。

第2条中第7号を第9号とし、第2号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

（2）特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（3）情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条の見出しを「（利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項中「、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を収集したときの取扱目的以外の目的に当該特定個人情報を自ら利用することができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第14条第2項中「法定代理人」の次に「（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「法定代理人等」という。）」を加える。

第15条第2項中「第14条」を「前条」に改める。

第16条第1項中「本人とする個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第17条の見出し中「目的外利用等」を削り、同条第1項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加え、同条第2項中「目的外利用等の」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の利用停止請求権）

第17条の2 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該各号に定める措置を請求することができる。

（1）第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条の2の規定に違反して

利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の禁止
2 第14条第2項の規定は、前項の特定個人情報の利用停止の請求（以下「利用停止」という。）について準用する。

第18条第1項中「削除又は前条の規定による目的外利用等の中止」を「削除（特定個人情報を除く。）、第17条第1項の規定による自己情報の中止（特定個人情報を除く。）又は前条第1項の規定による特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止」に改め、同条第2項中「法定代理人」を「法定代理人等」に改める。

第19条第1項中「15日以内」の次に「（特定個人情報にあっては、30日以内）」を加え、「削除及び目的外利用等の中止」を「削除（特定個人情報を除く。以下同じ。）、中止（特定個人情報を除く。以下同じ。）又は利用停止（情報提供等記録を除く。以下同じ。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（事案の移送）

第19条の2 実施機関は、開示等の請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関より提供されたものであるときその他他の実施機関において開示又は不開示の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示等の請求についての開示又は不開示の決定をしなければならない。この場合において、移送した実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示等の請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、移送をした実施機関は、次条の規定による個人情報の開示等の実施に関して必要な協力をしなければならない。

第20条の見出し中「自己情報の」を削り、同条第1項中「の書面」を「に規定する書面」に改め、同条第3項中「又は目的外利用等の中止」を「、中止又は利用停止を」に、「又は目的外利用等の中止」を「、中止又は利用停止」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（個人情報の提供先への通知）

第20条の2 実施機関は、第19条の規定により個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第23条第1項中「及び目的外利用等の中止」を「、中止又は利用停止」に改める。

第30条第1項に次のただし書を加える。

ただし、特定個人情報を除く。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものをいう。）に関する部分の規定は、同法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

現 行	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>実施機関</u> 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(目的外利用及び外部提供の制限)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特定個人情報</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) <u>情報提供等記録</u> 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4) <u>実施機関</u> 市長、教育委員会、議会、監査委員、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び滝沢市上下水道事業管理者をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p>
<p>第8条 実施機関は、個人情報 _____ を _____ を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用（以下「目的外利用」という。）し、又は取扱目的の範囲を超えて実施機関以外のものに当該個人情報を提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>第8条 実施機関は、個人情報（<u>特定個人情報を除く。</u>以下この条において同じ。）を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用（以下「目的外利用」という。）し、又は取扱目的の範囲を超えて実施機関以外のものに当該個人情報を提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(<u>特定個人情報の利用の制限</u>)</p> <p>第8条の2 <u>実施機関は、特定個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該特定個人情報を利用してはならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を収集したときの取扱目的以外の目的に当該特定個人情報を自ら利用することができる。</u></p> <p>(<u>特定個人情報の提供の制限</u>)</p>

現 行	改 正 後
<p>(自己情報の開示請求権)</p>	<p><u>第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</u></p>
<p>第14条 略</p>	<p>第14条 略</p>
<p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 _____</p>	<p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 (特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「法定代理人等」という。) は、本人に代わって前項の</p>
<p>_____ は、本人に代わって前項の開示の請求 (以下「開示の請求」という。) をすることができる。</p>	<p>開示の請求 (以下「開示の請求」という。) をすることができる。</p>
<p>(自己情報の訂正請求権)</p>	<p>(自己情報の訂正請求権)</p>
<p>第15条 略</p>	<p>第15条 略</p>
<p>2 <u>第14条第2項の規定は、前項の訂正の請求 (以下「訂正の請求」という。) について準用する。</u></p>	<p>2 <u>前条第2項の規定は、前項の訂正の請求 (以下「訂正の請求」という。) について準用する。</u></p>
<p>(自己情報の削除請求権)</p>	<p>(自己情報の削除請求権)</p>
<p>第16条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする個人情報 _____</p>	<p>第16条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする個人情報 (特定個人情報を除く。以下この項において同じ。) について第5条の規定による一般的制限を超え、又は第7条第1項、第2項若しくは第3項の規定によらないで本人の個人情報が収集されたと認めるときは、当該個人情報の削除の請求をすることができる。</p>
<p>_____ について第5条の規定による一般的制限を超え、又は第7条第1項、第2項若しくは第3項の規定によらないで本人の個人情報が収集されたと認めるときは、当該個人情報の削除の請求をすることができる。</p>	<p>2 略</p>
<p>2 略</p>	<p>(自己情報の _____ 中止請求権)</p>
<p>第17条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする個人情報 _____ について第8条の規定によらないで目的外利用又は外部提供 (以下「目的外利用等」という。) をされているとき又はそのおそれがあると認めるときは、当該目的外利用等の中止を請求することができる。</p>	<p>第17条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする個人情報 (特定個人情報を除く。) について第8条の規定によらないで目的外利用又は外部提供 (以下「目的外利用等」という。) をされているとき又はそのおそれがあると認めるときは、当該目的外利用等の中止を請求することができる。</p>
<p>2 <u>第14条第2項の規定は、前項の目的外利用等の中止の請求 (以下「目的外利用等の中止の請求」という。) について準用する。</u></p>	<p>2 第14条第2項の規定は、前項の _____ 中止の請求 (以下「 _____ 中止の請求」という。) について準用する。</p>
<p>(自己情報の目的外利用等中止請求権)</p>	<p>(特定個人情報の利用停止請求権)</p>
<p>第17条の2 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする特定個人情報 (情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。) が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該各号に定め</p>	<p>第17条の2 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする特定個人情報 (情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。) が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該各号に定め</p>

現 行	改 正 後
	<p>る措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第8条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の禁止</p> <p>2 第14条第2項の規定は、前項の特定個人情報の利用停止の請求（以下「利用停止」という。）について準用する。</p>
<p>（開示等の請求の手続）</p> <p>第18条 第14条第1項の規定による自己情報の開示、第15条第1項の規定による自己情報の訂正、第16条第1項の規定による自己情報の削除又は前条の規定による目的外利用等の中止</p>	<p>（開示等の請求の手続）</p> <p>第18条 第14条第1項の規定による自己情報の開示、第15条第1項の規定による自己情報の訂正、第16条第1項の規定による自己情報の削除（特定個人情報を除く。）、第17条第1項の規定による自己情報の中止（特定個人情報を除く。）又は前条第1項の規定による特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止（以下「開示等」という。）の請求をしようとする者は、当該開示等の請求に係る個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p>
<p>（以下「開示等」という。）の請求をしようとする者は、当該開示等の請求に係る個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p>	<p>（以下「開示等」という。）の請求をしようとする者は、当該開示等の請求に係る個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) 略</p> <p>2 請求者は、当該請求者が当該開示等の請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>2 請求者は、当該請求者が当該開示等の請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人等であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p>
<p>（開示等の請求に対する決定等）</p> <p>第19条 実施機関は、開示等の請求があったときは、当該開示等の請求があった日から起算して開示の請求にあっては15日以内</p>	<p>（開示等の請求に対する決定等）</p> <p>第19条 実施機関は、開示等の請求があったときは、当該開示等の請求があった日から起算して開示の請求にあっては15日以内（特定個人情報にあっては、30日以内）、訂正、削除（特定個人情報を除く。以下同じ。）、中止（特定個人情報を除く。以下同じ。）又は利用停止（情報提供等記録を除く。以下同じ。）の請求にあっては30日以内に、当該開示等の請求に対する諾否の決定をしなければならない。</p>
<p>の請求にあっては30日以内に、当該開示等の請求に対する諾否の決定をしなければならない。</p>	<p>の請求にあっては30日以内に、当該開示等の請求に対する諾否の決定をしなければならない。</p>
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>

現 行	改 正 後
<p>(自己情報の開示等の実施)</p> <p>第 20 条 実施機関は、前条第 1 項の規定により開示の決定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をするものとする。ただし、個人情報が存在しないときにあっては、同条第 2 項の書面<u> </u>でその旨を併せて通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、前条の規定により訂正、削除又は目的外利用等を中止する旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をするものとする。この場合において、その旨を本人及び現に当該個人情報の目的外利用等をしているものに対し通知するものとする。</p>	<p><u>(事案の移送)</u></p> <p>第 19 条の 2 実施機関は、開示等の請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関より提供されたものであるときその他他の実施機関において開示又は不開示の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示等の請求についての開示又は不開示の決定をしなければならない。この場合において、移送した実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示等の請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、移送をした実施機関は、次条の規定による個人情報の開示等の実施に関して必要な協力をしなければならない。</p> <p><u>() 開示等の実施)</u></p> <p>第 20 条 実施機関は、前条第 1 項の規定により開示の決定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をするものとする。ただし、個人情報が存在しないときにあっては、同条第 2 項に規定する書面<u> </u>でその旨を併せて通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、前条の規定により訂正、削除、中止又は利用停止を<u> </u>する旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の訂正、削除、中止又は利用停止<u> </u>をするものとする。この場合において、その旨を本人及び現に当該個人情報の目的外利用等をしているものに対し通知するものとする。</p> <p><u>(個人情報の提供先への通知)</u></p> <p>第 20 条の 2 実施機関は、第 19 条の規定により個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第</p>

現 行	改 正 後
<p>(費用負担)</p> <p>第 23 条 この条例の規定による個人情報の閲覧、視聴、訂正、削除及び目的外利用等の中止に要する手数料は、無料とする。</p> <p>2 略</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第 30 条 法令等の規定により、開示等の請求についての手続が定められている場合には、当該法令等の定めるところによる。</p> <p>2 略</p>	<p>2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)) <u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p>(費用負担)</p> <p>第 23 条 この条例の規定による個人情報の閲覧、視聴、訂正、削除、中止又は利用停止<u>に</u>要する手数料は、無料とする。</p> <p>2 略</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第 30 条 法令等の規定により、開示等の請求についての手続が定められている場合には、当該法令等の定めるところによる。<u>ただし、特定個人情報を除く。</u></p> <p>2 略</p>